



17文科高第439号
平成17年9月9日

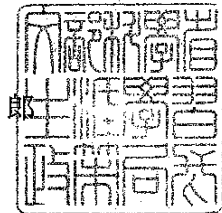
各国公立大学長
独立行政法人大学入試センター理事長
各都道府県知事
各都道府県教育委員会

文部科学省高等教育局長
石川



(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長
田中 壮一郎



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部改正等の施行について（通知）

このたび、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成17年文部科学省令第42号)」(別添1)が、平成17年9月9日付けの官報に掲載され、このうち、大学院への入学資格等に関する部分については公布の日から施行されています。また、それ以外の部分についても平成17年12月1日から施行されることとなっています。

また、今回の省令改正に併せて、別添2～5のとおり、「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件」(平成17年文部科学省告示第135号)、「高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件の一部を改正する件」(平成17年文部科学省告示第136号)、「専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」(平成17年文部科学省告示第137号)及び「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」(平成17年文部科学省告示第138号)が、平成17年9月9日に公布され、別添2～4については平成17年12月1日から施行されることとなっており、別

添5についてはすでに公布の日から施行されているところです。

これらの法令改正は、本年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言に基づき、誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図る一環として、専修学校の専門課程(専門学校)のうち一定の基準を満たすと認められたものを修了した者に対して大学院入学資格を与えるとともに、この制度改正に伴う規定の整理を行うものであり、その概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

なお、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の学校、学校法人及び準学校法人並びに関係市町村教育委員会へ周知いただくようお願いいたします。

記

第1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成17年文部科学省令第42号)

1. 改正の概要

- (1) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者に対して、大学院入学資格を与えることとしたこと(第70条第1項関係)。なお、「文部科学大臣が定める基準」については、「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」(「第5」参照)において定めることとし、当該基準を満たす専修学校の専門課程の具体的な課程の名称及び「文部科学大臣が定める日」については、別の告示において指定することとしたこと。
- (2) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者に対して、大学入学資格を与える旨の規定を、新たに学校教育法施行規則に盛り込むこととしたこと(第69条関係)。なお、「文部科学大臣が定める基準」については、「専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」(「第4」参照)において定めることとし、当該基準を満たす専修学校の高等課程の具体的な課程の名称及び「文部科学大臣が定める日」については、別の告示において指定することとしたこと。

(3)第69条第3項の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者について、学校教育法第56条第2項の定める「高等学校に文部科学大臣が定める年数(=2年)以上在学した者に準ずる者」とし、大学へのいわゆる飛び入学を認めることとしたこと(第69条の5関係)。

(4)その他、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

2. 留意事項

「修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準」を満たす専修学校の専門課程を文部科学大臣が指定する日以前に修了した者については、学校教育法施行規則第70条第1項第5号の対象となるものではないが、各大学においては、誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図るという同号の趣旨に配慮し、同項第8号に規定する「個別の入学資格審査」の実施に当たり、これらの者について十分配慮すること。

第2 「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件」(平成17年文部科学省告示第135号)

第1の1.(2)で述べたとおり、専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者に対して、大学入学資格を与える旨の規定が、新たに学校教育法施行規則に盛り込まれることとなったことに伴い、同じ内容を規定していた「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件」第21号を削除することとしたこと。また、これに伴い、号番号の整理を行うこととしたこと。

第3 「高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件の一部を改正する件」(平成17年文部科学省告示第136号)

第1の1.(3)で述べたとおり、第69条第3項の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者について、学校教育法第56条第2項の定める「高等学校に文部科学大臣が定める年数(=2年)以上在学した者に準ずる者」とし、大学へのいわゆる飛び入学を認める旨の規定が、新たに学校教育法施行規則に盛り込まれることとなったことに伴い、同じ内容を規定していた「高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件」第1号を削除することとしたこと。また、これに伴い、号番号の整理を行うこととしたこと。

第4 「専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」

(平成17年文部科学省告示第137号)

1. 改正の概要

学校教育法施行規則第69条第3号の規定において、専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者に対して、大学入学資格を与えることとされたことに伴い、「修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準」を以下のとおり定めることとしたこと。

〈1〉修業年限が3年以上であること

〈2〉課程の修了に必要な総授業時数が2,590時間以上であること

2. 留意事項

(1) 文部科学大臣が別に指定する具体的な課程の名称を明らかにするための告示については、その根拠となる法令が「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件」(昭和23年文部省告示第47号)第21号から「学校教育法施行規則」第69条第3項に変わることから、これまでの告示を整理し、改めて定めるものであること。このため、その内容については、これまでの告示と変わるものではないこと。

(2) 昭和60年9月19日付高等教育局長通知による「要項」を改め、文部科学大臣が具体的な専修学校の専門課程を指定するための実施要項を別紙1のとおり定めたので、十分に御了知の上、高等課程を有する専修学校への周知を計るとともに、事務処理上遺漏なきようお取り計らい願いたいこと。

(3) 本改正が施行される平成17年12月1日までに、現行の「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件」第21号に基づいて指定されている専修学校の高等課程については、改めて手続をとることは不要であること。

第5 「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」(平成17年文部科学省告示第138号)

学校教育法施行規則第70条第1項第5号の規定において、専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者に対して、大学院入学資格を与えることとされたことに伴い、「修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準」を以下のとおり定めることとしたこと。

〈1〉修業年限が4年以上であること

〈2〉課程の修了に必要な総授業時数が3,400時間以上であること

＜3＞体系的に教育課程が編成されていること

＜4＞試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っていること。

なお、文部科学大臣が具体的な専修学校の専門課程を指定するための実施要項を別紙2のとおり定めたので、十分に御了知の上、専門課程を有する各専修学校への周知を計るとともに、事務処理上遺漏なきようお願い計らい願いたい。

【別紙1】

大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項

1. 趣旨

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第3号の規定に基づく専修学校の高等課程の指定に関しては、この実施要項の定めるところによる。

2. 目的

大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定は、大学入学の機会を拡大するとともに、後期中等教育の多様化・活性化に資することを目的とする。

3. 指定の基準

専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学への入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、「専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」(平成17年文部科学省告示第137号)に掲げるとおりであるが、念のため以下に再掲する。

〈1〉修業年限が3年以上であること

〈2〉課程の修了に必要な総授業時数が2,590時間以上であること

なお、各課程においては、以下の点にも十分に留意すること。

- ① 中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、基本的な普通教育に配慮しつつ、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とした教育を行うものと認められる専修学校高等課程であること。
- ② 卒業に必要な普通科目についての総授業時数は、420時間以上であること。ただし、105時間までは、教養科目で代替することができること。
- ③ 普通科目とは、高等学校学習指導要領に示す「国語」、「地理歴史」、「公民」、「数学」、「理科」又は「外国語」の各教科の目標に即した内容を有する科目とすること。
- ④ 教養科目とは、専門科目又は③に掲げる普通科目以外の科目で一般的な教養の向上又は心身の発達を図ることを目的とした内容を有する科目とし、例えば、芸術(美術、音楽、書道、茶華道など)、保健・体育、家庭、礼儀・作法などがこれに該当すること。
- ⑤ ③に掲げる普通科目を担当する教員の相当数が、高等学校の普通免許状を所有していることが望ましいこと。

4. 手続

- ① 文部科学大臣は、上記3の基準を満たすと認めた課程を指定し、官報で告示する。課程の名称又は位置に変更があったときも、同様とする。
- ② 文部科学大臣は、指定を行った専修学校高等課程が廃止されたときは、その旨を官報で告示する。

- ③文部科学大臣は、指定を行った専修学校高等課程が上記3の指定基準に適合しなくなったと認めるときは、その指定を解除し、その旨を官報で告示する。
- ④上記の文部科学大臣の告示は、毎年度、原則として10月に行うものとする。
- ⑤上記の文部科学大臣の告示の実施に資するため、高等課程を設置する専修学校は、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、当該高等課程が上記3の基準を満たすと考えられる旨(別記様式1を参照)、当該専修学校の高等課程の「設置の目的」、「設置者」、「学校、課程又は学科の名称」、「位置」、「修業年限」、「卒業に必要な総授業時数」が変更された旨(別記様式2を参照)、当該専修学校の高等課程が廃止された旨(別記様式3)、当該専修学校の高等課程が上記3の基準に適合しなくなったと考えられる旨(別記様式4)の通知を行うものとする。

5. 適用時期

文部科学大臣は、指定を受けた課程において3の指定基準を満たす教育を受けた者が指定日以後最初に当該課程を修了することとなる年度の3月1日を、学校教育法第69条第3号に規定する「文部科学大臣が定める日」として定めるものとする。

6. 附則

- ①この実施要項は、平成17年12月1日から施行する。
- ②この実施要項の適用について必要な事項は、別に文部科学省高等教育局長及び生涯学習政策局長が定める。

(様式1)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程に関する
通知について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

下記の専修学校の高等課程については、修了者に大学入学資格が認められる課程であると考えられますので、その旨、通知します。

記

1. 専修学校及び課程の状況等

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地			
			〒 (電話)			
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地			
			〒 (電話)			
該当する課程の状況						
課 程 名	学 科 名	修業年限 (昼、夜別)	課程の修了に必要な総授業時数	成績評価 の方法	生徒総 定員	実員
(記入例) 〇〇高等課程	〇〇学科	3年(昼)	時間		人	人
備 考						

2. 教育課程及び授業日時数の状況 (様式自由)

3. 以下の情報についてもご記入ください。

該当する課程の状況													
課程名	学科名	修業年限 (昼夜別)	修了に必要な 総授業時数	定員(左欄)と実員(右欄)									
				1年		2年		3年		4年			
〇〇 高等課程	〇〇学科	3年(昼)	時間										
施設の状況	全校舎面積(うち高等課程校舎面積)						全校地面積						
	()												
定時制・通信制高等学校との技能連携			有() 高等学校)・ 無										
教員組織に ついて		普通科目(うち担任教科の高等学校教員免許状を有する者)				その他の科目		合計					
	専任教員数	()											
	兼任教員数	()											

(留意事項)

1. 「学校名」、「課程名」及び「学科名」については、設置認可を受け、又は届出を行っている名称を記入すること。
2. 1学科の中に昼間部と夜間部が設けられ、又は修業年限の別がある場合には、それぞれを別の学科として取り扱い記入すること。
3. 生徒の「定員」及び「実員」については、通知を行う年度の5月1日現在の生徒の定員及び実員を記入すること。
4. 「2. 教育課程及び授業日時数の状況」には、学校教育法施行規則第4条第1項第3号(同施行規則第77条の9により専修学校の場合に準用)により、学則において記載しなければならないとされている事項と同一の内容を記入すること。この場合、各専修学校の定める様式によること。
5. 学則を一部添付すること。
6. 「施設の状況」は、通知を行う年度の5月1日現在の面積を記入すること。専門課程等との共通部分については、生徒の定員で按分して高等課程の校舎面積を算出すること。なお、専修学校設置基準上、生徒の定員に応じて必要な施設を有することが求められていることに十分留意すること。
7. 専任教員数及び兼任教員数は、通知を行う年度の5月1日現在の、基準に該当する課程全体の教員数を記入すること。
8. 「うち担任教科の高等学校教員免許状を有する者」には、担当している普通科目の教科の一部について高等学校教員免許状を有する者を含むこと。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。(様式2、3及び4についても同じ。)

(様式2)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程の
名称変更に関する通知について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程について、下記のとおり名称変更
がありましたので、その旨、通知します。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地	
			〒 (電話)	
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地	
			〒 (電話)	
名 称	旧	(告示年月日)		新
変 更 時 期				
備 考				

(留意事項) 学則を1部添付すること。

【備考】「名称」のほか、「設置の目的」、「設置者」、「位置」、「修業年限」、「卒業に必要な総授業時数」の変更があった場合には、以下の様式で通知をよろしくお願いいたします。

該当する課程名・学科名 (修業年限・昼夜の別)			
変更事項及び 変更理由			
変更内容	旧		新
変更時期			

(様式3)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程の
廃止に関する通知について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程について、下記のとおり
廃止されましたので、その旨、通知します。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
廃止された課程名	(記入例) 〇〇高等課程 〇〇学科(昼) (告示年月日)		
廃 止 時 期			
備 考			

(留意事項) 学則を1部添付すること。

(様式4)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程の
要件の不適合に関する通知について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程について、下記のとおり
要件に適合しなくなりましたので、その旨、通知します。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
課 程 名	(記入例) 〇〇高等課程 〇〇学科(昼) (告示年月日)		
内 容	(記入例) 〇〇年度から修業年限が3年から2年に変更されたため。		
備 考			

(留意事項) 学則を1部添付すること。

【別紙2】

大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項

1. 趣旨

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条第1項第5号の規定に基づく専修学校の専門課程の指定に関しては、この実施要項の定めるところによる。

2. 目的

大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定は、平成17年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言に基づき、誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図ることを目的とする。

3. 指定の基準

専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」(平成17年文部科学省告示第138号)に掲げるとおりであるが、念のため以下に再掲する。

- <1>修業年限が4年以上であること
- <2>課程の修了に必要な総授業時数が3,400時間以上であること
- <3>体系的に教育課程が編成されていること
- <4>試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っていること。

4. 手続

- ①文部科学大臣は、上記3の基準を満たすと認めた課程を指定し、官報で告示する。課程の名称又は位置に変更があったときも、同様とする。
- ②文部科学大臣は、指定を行った専修学校専門課程が廃止されたときは、その旨を官報で告示する。
- ③文部科学大臣は、指定を行った専修学校専門課程が上記3の指定基準に適合しなくなったと認めたときは、その指定を解除し、その旨を官報で告示する。
- ④上記の文部科学大臣の告示は、毎年度、原則として11月に行うものとする。
- ⑤上記の文部科学大臣の告示の実施に資するため、専門課程を設置する専修学校は、毎年8月31日までに、文部科学大臣に対し、当該専門課程が上記3の基準を満たすと考えられる旨(別記様式1を参照)、当該専修学校の専門課程の「設置の目的」、「設置者」、「学校、課程又は学科の名称」、「位置」、「修業年限」、「卒業に必要な総授業時数」が変更された旨(別記様式2を参照)、当該専修学校の専門課程が廃止された旨(別記様式3)、当該専修学校の専門課程が上記3の基準に適合しなくなったと考えられる旨(別

記様式4)の通知を行うものとする。

5. 適用時期

文部科学大臣は、指定を受けた課程において3の指定基準を満たす教育を受けた者が指定日以後最初に当該課程を修了することとなる年度の3月1日を、学校教育法第70条第1項第5号に規定する「文部科学大臣が定める日」として定めるものとする。

6. 留意事項

別記様式1から4までにおいて記載すべき事項は、「専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与に関する実施要項」(平成17年9月9日生涯学習政策局長通知別添2)における別紙様式1から4までにおいて記載すべき事項と概ね同一となっている。したがって、別記様式1から4までにより通知を行うに当たっては、「専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与に関する実施要項」中の別紙様式1から4までの記載内容と異ならないように留意すること。

7. 附則

- ①この実施要項は、平成17年9月9日から施行する。
- ②この実施要項の適用について必要な事項は、別に文部科学省高等教育局長及び生涯学習政策局長が定める。
- ③平成17年度における文部科学大臣あての通知については、上記4⑤に関わらず、平成17年10月19日までに行うものとする。

(様式1)

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程に関する
通知について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

下記の専修学校の専門課程については、修了者に大学院入学資格等が認められる課程であると
考えられますので、その旨、通知します。

記

1. 専修学校及び課程の状況等

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地			
			〒 (電話)			
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地			
			〒 (電話)			
該当する課程の状況						
課 程 名	学 科 名	修業年限 (昼、夜別)	課程の修了に必 要な総授業時数	成績評価 の方法	生徒総 定員	実員
(記入例) 〇〇専門課程	〇〇学科	4年(昼)	時間		人	人
備 考						

2. 教育課程及び授業日時数の状況 (様式自由)

3. 以下の情報についてもご記入ください。

該当する課程の状況													
課程名	学科名	修業年限 (昼夜別)	修了に必要な 総授業時数	定員(左欄)と実員(右欄)									
				1年		2年		3年		4年			
〇〇 専門課程	〇〇学科	4年(昼)	時間										
教員組織に ついて	専任教員数		施設の状況	全校舎面積(うち専門課程校舎面積)				全校地面積					
	兼任教員数												

(留意事項)

1. 「学校名」、「課程名」及び「学科名」については、設置認可を受け、又は届出を行っている名称を記入すること。
2. 1学科の中に昼間部と夜間部が設けられ、又は修業年限の別がある場合には、それぞれを別の学科として取り扱い記入すること。
3. 「生徒総定員」及び「実員」については、申請年度の5月1日現在の生徒総定員及び実員を記入すること。
4. 「2. 教育課程及び授業日時数の状況」には、学校教育法施行規則第4条第1項第3号(同施行規則第77条の9により専修学校の場合に準用)により、学則において記載しなければならないとされている事項と同一の内容を記入すること。この場合、各専修学校の定める様式によること。
5. 学則を一部添付すること。
6. 専任教員数及び兼任教員数は、通知を行う年度の5月1日現在の、基準に該当する課程全体の教員数を記入すること。
7. 「施設の状況」は、通知を行う年度の5月1日現在の面積を記入すること。高等課程等との共通部分については、生徒の定員で按分して専門課程の校舎面積を算出すること。なお、専修学校設置基準上、生徒の定員に応じて必要な施設を有することが求められていることに十分留意すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。(様式2、3及び4についても同じ。)

(様式2)

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程の
名称変更に関する通知について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程について、下記のとおり名称変更
がありましたので、その旨、通知します。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
名 称	旧	(告示年月日)	新
変 更 時 期			
備 考			

(留意事項) 学則を1部添付すること。

【備考】「名称」のほか、「設置の目的」、「設置者」、「位置」、「修業年限」、「卒業に必要な総授業時数」の変更があった場合には、以下の様式で通知をよろしくお願いたします。

該当する課程名・学科名 (修業年限・昼夜の別)			
変更事項及び 変更理由			
変更内容	旧		新
変更時期			

(様式3)

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程の
廃止に関する通知について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程について、下記のとおり
廃止されましたので、その旨、通知します。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
廃止された課程名	(記入例) 〇〇専門課程 〇〇学科(昼) (告示年月日)		
廃 止 時 期			
備 考			

(留意事項) 学則を1部添付すること。

(様式4)

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程の
要件の不適合に関する通知について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程について、下記のとおり
要件に適合しなくなりましたので、その旨、通知します。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
課 程 名	(記入例) 〇〇専門課程 〇〇学科(昼) (告示年月日)		
内 容	(記入例) 〇〇年度から修業年限が4年から3年に変更されたため。		
備 考			

(留意事項) 学則を1部添付すること。